

桜井市災害ボランティア登録要綱

第1条（目的）

社会福祉法人桜井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地震並びに水害などの大規模災害発生時における桜井市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置にあたり、迅速かつ効果的に被災地支援を行うため、センターの運営補助や被災者の支援に携わる災害ボランティアを募集する。

第2条（登録対象者）

- （1）桜井市在住または桜井市内に、在学、在勤の方で自発的な意思に基づき、災害ボランティアに意欲並びに関心のある者。
- （2）18歳未満の方は、保護者の同意を必要とする。

第3条（災害ボランティア登録方法）

次のいずれかにより登録するものとする。

- （1）本会のホームページの「災害ボランティア登録フォーム」に登録を行うものとする。

※18歳未満の方は保護者の同意書が必要な為、同意者提出まで仮登録とする。

- （2）本会事務所にある「桜井市災害ボランティア登録申込書」に必要事項を記入し、本会に提出する。

※登録の辞退や登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会に連絡するものとする。

第4条（災害ボランティア活動内容）

災害ボランティア登録者は、本会からの要請に基づき、次に掲げる活動を行う。

- （1）桜井市内における被災地での災害支援活動
- （2）桜井市災害ボランティアセンターの運営支援活動
- （3）平常時の桜井市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練や研修会への参加
- （4）その他、本会が要請する市外における被災地活動に対する支援

第5条（災害ボランティア登録者の個人情報）

災害ボランティア登録者の個人情報について以下のとおり取り扱うものとする。

- （1）本会は、災害ボランティア登録者に関する個人情報を、個人情報保護に関する方針に基づき、適正に管理し本要綱第1条の目的を達成するために利用する。
- （2）本会は、本人の同意を得た場合に限り、活動に必要な範囲で他の関係機関に情報を提供又は連絡調整に利用することが出来る。

第6条（報酬及び実費負担）

第4条に掲げる災害ボランティア活動に対する報酬については無報酬とし、費用の弁償も行わない。

第7条（秘密の保持）

災害ボランティア登録者は、活動によって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、登録抹消後も同様とする。

第8条（ボランティア保険の加入）

災害ボランティア登録者は、災害ボランティア活動を行う前には、活動中の事故に備え、「ボランティア活動保険」に加入するものとし、その費用は自己負担とする。

第9条（免責）

災害ボランティア登録者が活動中に被った事故等による補償は、第8条のボランティア活動保険によることとし、本会は当事者又は第三者が活動中に被った事故及び補償などについて、その責めを負わない。

第10条（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会がその都度決定する。

附則

この要綱は令和6年9月1日より施行する。